

第 1 2 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

日時：平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日（火）

午前 1 0 時から

場所：京都市役所本庁舎 1 階 E 会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 報告

ア 奨学金等返還事務の取組状況（平成 2 6 年 9 月末日現在）

イ 奨学金等の返還請求訴訟の状況

(2) 意見聴取

ア 海外居住者に関する免除制度の取扱いについて

イ 特別な事情による猶予に関する個別審査について

(3) その他

(添付資料)

① 奨学金等返還事務の取組状況（平成 2 6 年 9 月末日現在）・・・(資料 1)

② 奨学金等の返還請求訴訟の状況・・・(資料 2)

③ 海外居住者に関する免除制度の取扱いについて・・・(資料 3)

④ 第 1 1 回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項
・・・(資料 4)

⑤ 第 1 1 回京都市奨学金等返還事務監理委員会議事録・・・(資料 5)

奨学金等返還事務の取組状況（平成26年9月末日現在）

1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況

(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）

区 分	借受者 ①	返還手続の状況（①の内訳）					
		猶予中 ②	免除中 ③	返 還 請 求 ④	返還請求の状況（④の内訳）		
					返還済 (注1)	未 返 還 滞 納 (注2)	滞納なし
人 数	1,404	4	1,270	130	74	56	0
構成比	100.0%	0.3%	90.4%	9.3%	5.3%	4.0%	0.0%
返還請求分				100.0%	56.9%	43.1%	0.0%

注1 「④返還済」とは、奨学金の全額を返還した者及び平成25年度返還分（納期は平成25年10月1日～平成26年9月30日）までを完納している者である。

注2 「滞納」には、現在、免除の適用を受けている者で、過去の滞納分について分納誓約により返還手続中の者（12人）を含んでいないため、実際の滞納者総数は平成25年度返還分に滞納がある56人に12人を加えた68人である。

注3 滞納者（56人）については、平成25年度返還分から新たに滞納となった者が26人おり、残る30人は平成24年度以前返還分も含めての滞納者である。

○滞納者（56人）に係る取組状況について（内訳）

- ・ 返還手続応諾（未納）・・・・・・・・・・32人
- ・ 返還手続未了・・・・・・・・・・7人
- （うち面談困難・・・・・・・・・・4人）
- ・ 所在不明等・・・・・・・・・・6人
- ・ 訴訟結果待ち（訴訟係属中の者（3人）を含む）・・・・11人

(2) 平成25年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）

返還年度	対応件数	猶予中	免除中	返還請求	収入	未収入
25	1,718 件 (100.0%)	5 件 (0.3%)	1,586 件 (92.3%)	127 件 (7.4%)	64 件 (3.7%)	63 件 (3.7%)
				[100.0%]	[50.4%]	[49.6%]
	128,980 千円 (100.0%)	350 千円 (0.3%)	120,410 千円 (93.4%)	8,220 千円 (6.3%)	4,679 千円 (3.6%)	3,541 千円 (2.7%)
				[100.0%]	[56.9%]	[43.1%]

【返還猶予の内訳】

- 在学中のため・・・・・・・・・・3件
- 収入の大幅な減少のため・・・・・・・・2件
- 所在不明のため・・・・・・・・・・0件
- 特別な事情・・・・・・・・・・0件

【返還免除の内訳】

- 死亡のため・・・・・・・・・・2件
- 障害のため・・・・・・・・・・1件
- 所得が基準以下のため・・・・・・・・1,583件

【履行期限の延長の状況】 ○ 所得が基準以下のため 13件（13人）
（返還請求127件の内数） ○ その他特別な事情等 0件

③ 督促・催告等の実施状況

平成１９～２４年度返還分に係る滞納者４０人（平成２６年３月末日現在で新規滞納者９人，継続滞納者３１人（裁判手続中の３人を除く。））について，５月末までに返還手続を行った者（新規滞納者３人，継続滞納者３人）及び６月２日時点で相談中や所在不明等の者を除き，滞納者１７人を対象として，次のとおり督促及び催告を実施した。

その結果、滞納者 7 人（新規滞納者 4 人、継続滞納者 3 人）が返還手続を行ったため、27 人となり、裁判中の借受者を加えると滞納者数は 30 人である。

ア 督促・催告の実施（新規滞納分）

平成24年度返還分の履行期限（平成25年9月末日）を経過し、新たに滞納となった同返還分の滞納者に対して、次のとおり督促及び催告を実施した。

【督促・催告の実施状況】 (平成26年9月末日現在)

発行日	区 分	対象 人数	相談中	督 促	催 告	督促等後の 返還手続等 (注)
6月2日	対象借受者(人)	6	4	1	1	4(1)
9月1日	対象借受者(人)	2	1	—	1	0(0)

注 相談中のため督促状又は催告書を送付しなかった借受者が手続をした場合を含んでおり、() 内は督促又は催告の実施後に手続を取った者の人数である。

【督促・催告後の返還手続の内訳】

督促等発行日付	手続済件数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約等	免除(注)
6月2日	4	4	—	—
うち相談中分	(3)	(3)	—	—
うち督促分	(1)	(1)	—	—

注 免除申請を受理していたが、挙証資料の提出が遅れたため、履行期限経過後に免除決定したものを含む。

イ 催告の実施（継続滞納分）

平成23年度以前の返還分に滞納がある滞納者28人（平成26年3月末日現在。裁判手続中の3人を除く。）について、所在不明等や、相談中の者を除き、催告（特別催告）を実施した。

なお、通常特別催告は6月と12月に実施することとしているが、9月にも連帯保証人1人に対して催告を実施している。

【催告の実施状況】

(平成26年9月末日現在)

発行日	区 分	人 数	所在 不明等	相 談 中		催 告	催告後の 返還手続 等(注2)
				返還見込 及び返還 手続中	面談継続 中等 (注1)		
6月2日	対象借受者(人)	28	6	7	—	15	3(1)
	うち保証人請求(人)	15	—	—	—	15	
9月1日	対象借受者(人)	25	6	10	8	1	0(0)
	うち保証人請求(人)	1	—	—	—	1	

注1 具体的な返還の意思までは示していないが、免除手続や返還方法についての説明に応じ、面談を継続中の者である。

2 相談中又は所在不明等により催告書を送付しなかった者が手続した場合を含んでおり、()内が催告実施後に手続を取った者の人数である。

【催告後の返還手続の内訳】

督促等発行日	手続済件数	内訳		
		滞納金完納	分納誓約等	猶予
6月2日	3	1	—	2
うち相談中分	(2)	(1)	—	(1)
うち督促分	(1)	—	—	(1)

(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み等(平成26年9月末日現在)

実施年度 区分	～24	25	26	27	合 計
50万円以上	4人	0人	2人	1人	7人
100万円未満	(3人)	(0人)	(1人)	(1人)	(5人)
100万円以上	3人	0人	0人	0人	3人
[裁判手続着手対象者]	(3人)	(0人)	(0人)	(0人)	(3人)

注1 平成26年度以降の高額滞納者の見込数については、現在の滞納状況を踏まえて、それぞれの区分ごとに見込んだものである。

2 上記表中の()内は、裁判で争うこと表明している借受者の人数である。

3 訴訟提起については、現在、滞納額が100万円以上の借受者を対象にして実施しているが、本来滞納額50万円以上を対象としていることから、裁判手続の審理状況や消滅時効の発生時期等も踏まえ、今後、基準対象額を引き下げることによって、裁判対象者数の増加が見込まれる。

2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成 24 年度決定分）

平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権については、条例第 3 条第 1 項の規定に基づき返還免除をしており、その決定は、平成 19 年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに行っている。

また、死亡した借受者については、判明した時点で、条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、死亡者免除として返還残額の全額を一括免除している。

(1) 免除決定対象額（総額） 1,833,880,695 円（平成 20 年 12 月現在）

(2) 免除決定額 159,049,125 円

（参考）平成 25 返還年度の実施状況について

① 条例第 3 条第 1 項に基づく免除（期限到来による一律免除）

返還対象年度	件 数 (件)	免 除 額 (円)	免 除 決 定 日
24	2,040	157,861,125	平成 26 年 3 月 26 日
(参考)免除額累計	15,123	1,123,927,755	

② 条例第 3 条第 2 項第 1 号に基づく免除（死亡による免除）

返還対象年度	件 数 (件)	免 除 額 (円)	免 除 決 定 日
24～29	1	1,188,000	平成 25 年 10 月 28 日
(参考)免除額累計	4	1,480,500	

3 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正予定について

京都市地域改善対策奨学金等の返還手続には返還免除の制度が設けられており、その免除事由の一つとして、対象者の年収が生活保護基準の 1.5 倍以下であることが定められている。

この免除事由の対象となる生活扶助基準については、平成 25 年 8 月から 3 箇年かけて段階的に引き下げる見直し（以下「基準見直し」という。）が実施されたが、政府においては「他制度に影響を及ぼさないようにする」との対応方針を全閣僚で確認しており、本市においても、この対応方針に基づく文部科学省の通知を受けて、平成 25 年 7 月に京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則（以下「規則」という。）の改正を行い、平成 25 年度返還分を対象にして、当該基準見直しの影響が及ばないようにするため、免除判定に当該基準見直し前の生活扶助基準を用いる措置（以下「特例措置」という。）を講じた。

この特例措置は、平成 26 年 4 月 1 日付けの規則の改正で、平成 26 年度返還分についても継続したが、平成 27 年度は基準見直しの最終年度に当たり、引き続きこの特例措置が継続される見込みであることから、今後、本奨学金を所管している文部科学省に確認のうえ、平成 27 年度返還分の対応について検討する予定である。

(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (平成 26 年 9 月末日現在)

1 平成 13 年度以降に返還始期を迎えた債権に係る取組状況

返還 年度	対応件数	返還猶予	返還免除	返還請求	収 入	未 収 入
19 ・ 20	3,626 件 (100.0%)	515 件 (14.2%)	2,890 件 (79.7%)	221 件 (6.1%) (100.0%)	185 件 (5.1%) (83.7%)	36 件 (1.0%) (16.3%)
	249,336 千円 (100.0%)	28,290 千円 (11.3%)	207,227 千円 (83.1%)	13,819 千円 (5.6%) (100.0%)	11,104 千円 (4.5%) (80.4%)	2,715 千円 (1.1%) (19.6%)
21	1,708 件 (100.0%)	192 件 (11.2%)	1,336 件 (78.2%)	183 件 (10.6%) (100.0%)	153 件 (9.0%) (83.6%)	30 件 (1.6%) (16.4%)
	136,592 千円 (100.0%)	10,609 千円 (7.800%)	109,244 千円 (79.978%)	16,739 千円 (12.200%) (100.0%)	14,724 千円 (10.8%) (88.0%)	2,015 千円 (1.4%) (12.0%)
22	1,725 件 (100.0%)	107 件 (6.2%)	1,469 件 (85.2%)	149 件 (8.6%) (100.0%)	117 件 (6.8%) (78.5%)	32 件 (1.8%) (21.5%)
	132,743 千円 (100.0%)	5,688 千円 (4.3%)	114,215 千円 (86.0%)	12,840 千円 (9.7%) (100.0%)	10,652 千円 (8.0%) (83.0%)	2,188 千円 (1.7%) (17.0%)
23	1,721 件 (100.0%)	51 件 (2.9%)	1,536 件 (89.3%)	134 件 (7.8%) (100.0%)	100 件 (5.8%) (74.6%)	34 件 (2.0%) (25.4%)
	128,901 千円 (100.0%)	3,008 千円 (2.3%)	117,252 千円 (91.0%)	8,641 千円 (6.7%) (100.0%)	6,196 千円 (4.8%) (71.7%)	2,445 千円 (1.9%) (28.3%)
24	1,719 件 (100.0%)	18 件 (1.1%)	1,572 件 (91.4%)	129 件 (7.5%) (100.0%)	89 件 (5.2%) (69.0%)	40 件 (2.3%) (31.0%)
	128,423 千円 (100.0%)	982 千円 (0.8%)	119,261 千円 (92.9%)	8,180 千円 (6.3%) (100.0%)	5,681 千円 (4.4%) (69.4%)	2,499 千円 (1.9%) (30.6%)

注 1 「対応件数」については、高校奨学金・大学奨学金をそれぞれ 1 件、平成 19・20 年度返還分をそれぞれ 1 件としてカウントしている。

2 平成 19・20 年度返還分については、平成 15 年以前貸与分と平成 16 年度以降貸与分を分けて、それぞれ 1 件としてカウントしている。

3 平成 16 年度以降貸与分等の返還免除の件数及び金額には、平成 15 年度以前貸与分で制度見直し前に国制度により初回免除したものが含まれている。

- 4 平成 21 年度返還分には、障害により返還残額の 4 分の 3 を免除し、4 分の 1 を返還として
いるものが 2 件、所得基準以下の収入により貸与総額の 20 分の 5 を免除し、残額を一括返済
としたものが 1 件あり、これらについては、返還猶予及び返還請求、返還免除及び返還請求に
1 件ずつ計上しているため、返還猶予、返還免除及び返還請求の合計件数は要対応件数より 3
件多くなっている。
- 5 金額及び構成比については、合計との整合性を取るため、一部四捨五入して表記している。

【返還猶予の事由別内訳】

○ 平成 19・20 年度	在学中のため	3 3 7 件
	制度の変更に係る経過措置	7 1 件
	所在不明（注 1）	1 8 件
	特別な事情	8 9 件
○ 平成 21 年度	在学中のため	1 3 3 件
	収入の大幅な減少のため	1 4 件
	所在不明（注 1）	9 件
	特別な事情	3 6 件
○ 平成 22 年度	在学中のため	7 3 件
	収入の大幅な減少のため	4 件
	所在不明（注 1）	9 件
	特別な事情	2 1 件
○ 平成 23 年度	在学中のため	2 8 件
	収入の大幅な減少のため	5 件
	所在不明（注 1）	3 件
	特別な事情	1 4 件
	長期不在	1 件（注 2）
○ 平成 24 年度	在学中のため	1 3 件
	収入の大幅な減少のため	1 件
	所在不明（注 1）	0 件
	特別な事情	4 件

注 1 制度改正時は所在不明であったが、所在判明後、返還未手続となっていた年度を猶
予決定したものである。

2 海外転出による長期不在のため、猶予決定をしたものである。

【返還免除の事由別内訳】

○ 平成 19・20 年度	制度の変更に係る経過措置	2, 5 4 2 件
	死亡のため	1 件
	障害のため	1 件
	所得が基準以下のため	3 4 6 件
○ 平成 21 年度	死亡のため	0 件
	障害のため	5 件
	所得が基準以下のため	1, 3 3 1 件

○ 平成 22 年度	死亡のため	1 件
	障害のため	0 件
	所得が基準以下のため	1, 4 6 8 件
○ 平成 23 年度	死亡のため	0 件
	障害のため	0 件
	所得が基準以下のため	1, 5 3 6 件
○ 平成 24 年度	死亡のため	0 件
	障害のため	0 件
	所得が基準以下のため	1, 5 7 2 件

2 平成 12 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況

(1) 条例第 3 条第 1 項の規定に基づく免除

返還年度	件 数 (件)	免 除 額 (円)	免 除 決 定 日
19	2, 815	205, 459, 504	平成 21 年 3 月 26 日等 (注)
20	2, 774	201, 117, 636	平成 22 年 3 月 31 日等 (注)
21	2, 699	196, 960, 711	平成 23 年 3 月 31 日
22	2, 512	188, 226, 687	平成 24 年 3 月 27 日
23	2, 283	174, 302, 092	平成 25 年 3 月 29 日
24	2, 040	157, 861, 125	平成 26 年 3 月 26 日
合 計	15, 123	1, 123, 927, 755	

注 免除決定については、債権総額の精査の結果、追加して行ったものがある。

(2) 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく免除（死亡による免除）

(処理日ごとに記載)

返還対象年度	件数 (件)	免除額 (円)	免 除 決 定 日
23～25	2	235, 800	平成 2 4 年 3 月 3 0 日
23～25	1	56, 700	平成 2 5 年 3 月 2 9 日
24～29	1	1, 188, 000	平成 2 5 年 1 0 月 2 8 日
合 計	4	1, 480, 500	

(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール (平成26年12月～平成27年12月)

- (1) 督促…新規滞納者に対して、履行期限経過後（各年10月1日）から3箇月後に実施（25年度返還分新規滞納者については、平成26年12月に実施）している。
 - (2) 催告…督促状の指定期限後約1年間掛けて4回程度催告を実施（25年度返還分新規滞納者については、平成27年3月に催告①を実施し、以降3箇月ごとに実施予定）している。
 - (3) 特別催告…4回目の催告を行っても、返還手続に応じてもらえない場合は、年2回（6月と12月）程度特別催告を実施（24年度返還分からの滞納者については、平成27年6月に特別催告の①を実施予定）している。
 - (4) 法的措置…滞納金額の合計が100万円を超える者で、かつ、裁判で争う意思を示している者に対しては、最終催告を実施しても返還手続に応じてもらえない場合に、監理委員会の諮問、法的措置通知書の送付、議会の議決を経て、訴訟を提起することとしている。
- ※ 今年度は、履行期限の到来後に滞納金額が100万円を超える見込みの者がいないため、訴訟提起に向けた諮問案件はない。

【平成26年度以降の督促・催告の実施予定】

	24年度返還分	25年度返還分	26年度返還分
		うち、25年度返還分から滞納の者	うち、26年度返還分から滞納の者
(履行期限)	平成25年9月30日	平成26年9月30日	平成27年9月30日
平成26年12月	催告④	督促	
平成27年1月			
2月			
3月		催告①	
4月			
5月			
6月	特別催告①	催告②	
7月			
8月			免除申請締切（9月末日）のお知らせ
9月		催告③	【履行期限到来】
10月			
11月			
12月	特別催告②	催告④	督促

【法的措置の流れ】

滞納額が100万円を超えた者
(裁判手続対象者)
各返還年度末
法的措置通知書の送付 (注2)
議会の議決(注2)
訴訟提起(注2)
【平成26年度返還分の履行期限到来】
特別催告②(注1) 滞納額の合計が100万円超
最終催告(注2)
法的措置通知書の送付 (注2)



- (注1) 平成25年度返還分までの滞納総額が100万円を超えると見込まれる者については、少なくとも26年4月以降に連絡対象者に対して本人への説明を依頼する。その際、応じられない場合は、おおむね3箇月経過後の7月以降に借受者本人への説明を行い、特別催告②の本人送付の要否を確認したうえで、特別催告②を実施する。
- (注2) 当該年度において訴訟の提起・調定の申立てを行う場合に必要の手続である。

奨学金等の返還請求訴訟の状況

奨学金等の返還請求訴訟（3件）については、現在、いずれも京都地方裁判所で係属中であり、次により、訴訟の進捗状況を報告します。

なお、本件訴訟は、全て次回期日（平成26年12月17日及び平成27年2月12日）で結審する見込みです。

1 裁判手続の実施状況

(1) 裁判手続着手の相手方と実施内容

No	借受者	相手方（注1）	請求額（注2） （追加後）	裁判手続手法	管轄裁判所	提起日
1	<u>A</u>	借受者A 連帯保証人X	129万6,000円 (226万8,000円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日
2	<u>B</u>	連帯保証人Y	108万7,340円 (190万2,845円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成24年4月16日
3	<u>C</u>	借受者 C 連帯保証人Z	100万8,000円 (141万1,200円)	民事訴訟	京都地方裁判所	平成25年5月2日

注1 No.2の相手方については、連帯保証人Yからの申出を認め、Yのみを裁判対象者としている。

注2 訴訟提起後に生じた新規滞納額については、返還年度ごとに、履行期限経過後に相手方への督促状送達の手続を経て、裁判所に追加請求している（直近では、平成26年11月11日に追加請求）。

(2) 裁判における人権上の配慮

ア 本件訴訟について、特に人権に配慮する必要があることから、関係機関に人権上の配慮を依頼しており、京都地方裁判所に対しては、本件訴状の提出の際に民事訴訟法92条の規定に基づき、閲覧等の制限を申し立てるとともに、次の点について、配慮いただけるよう上申書を提出している。

- ① 法廷外において被告らの氏名を掲示しないこと。
- ② 公開の審理の場において口頭で被告らの氏名を呼ばれないこと。

イ 上記アの結果、平成24年4月に提起した2件の訴訟に係る閲覧等制限については、申立てを相当とする決定（No.1については平成24年8月3日付け、またNo.2については平成24年8月1日付け）がされており、平成25年度に提起した1件についても、平成25年6月17日付けで、申立てを相当とする決定がされている。

また、上申書に対しては、裁判所から文書による回答はなかったが、平成24年4月に提起した訴訟については、第1回口頭弁論において、法廷外において被告らの氏名の掲示はなく、また、公開の審理の場において被告らの氏名が呼ばれることもなく、要望に沿った対応をいただいている。

(3) 併合審理について（No.1及びNo.3）

No.3の被告から、平成25年8月6日の第1回口頭弁論において、No.1事件との併合を求める平成25年8月2日付けの下記の内容の上申書の陳述があった。

(併合を求める理由)

「両事件とも主たる争点を共通にしており、原被告訴訟代理人も共通しているので、訴訟経済的には併合することが望ましいと思われるからである。」

当該上申書について、原告からは異論ない旨陳述し、裁判所は、その場で弁論の併合を決定した。

2 裁判における原告・被告間の主な主張

本件訴訟については、過去、返還補助制度である自立促進援助金制度の廃止により、実質給付として運用していた本件奨学金の返還を求めることとした経緯があることから、返還請求訴訟の相手方である借受者側からは、ほぼ共通して、**[1]**本件奨学金は給付されたものであり、返還合意は存在していないこと、**[2]**金銭消費貸借契約が外形上成立しているとしても錯誤により無効であること、**[3]**今になって返還を求めることは信義則違反であること等が主張され、それらが主な争点となっている。

(1) 返還合意の有無（金銭消費貸借契約の成否）について

ア 被告（借受者）の主張

- ① 本件奨学金は、給付されたものであり、その申請時及び受領時において返還合意は存在せず、金銭消費貸借契約上の貸金ではない。
- ② 奨学金は、自立促進援助金制度により、実体上、給付制として運用してきたものであり、（貸与申請時に提出する）誓約書に奨学金を返還する旨が記載されているが、返還義務を認識していたわけではない。当該文書は、行政内部の手続の都合で作成されたものであり、説明も受けておらず、返還の合意があったことを意味するものではない。
- ③ また、教職員や隣保館職員から返還の必要がないとの説明を受けており、返還する必要がないと認識し、手続を取っていたのであり、返還の合意は存在していない。
- ④ 原告から、貸与要綱による返還方法の説明や所得審査による援助金給付の有無についての説明がなかった。これらが一切なされていないのは、両者の間に返還合意が存在しなかったからにほかならない。
- ⑤ 実質給付制として運用されてきた同和奨学金について、京都市も「返還しなくてもよい」として受給を勧め、申請者側も返還不要との認識のもと、申請時等に必要書類を提出していた。つまり、原告は、被告から提出のあった誓約書及び返還計画書の返還についての記載は、返還不要との真意に反してなされた形式上の返還合意に過ぎないものであり、奨学金申請者が返還するとの真意をもって返還の合意をすることがないことを、よく熟知していたものと言える。

よって、当該形式上の返還合意は民法93条の心裡留保の但書（相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は無効とする。）に該当し、無効である。

- ⑥ 原告は、本件返還合意が法律上無効となるのであれば、それは金銭消費貸借契約自体が無効であるということを意味し、被告らが受け取った奨学金は法律上の原因を欠く利得として不当利得返還義務の対象となると主張する。

しかし、奨学金は、最近でこそ貸与制が主となっているが、歴史的にはもともと学業支援目的での学生への金銭給付という点に本質があった。このような奨学金の性質からすれば、返還の合意について心裡留保が成立しても、奨学金の交付は単に給付契約となるだけであり、交付された金銭が不当利得となるわけではない。

イ 原告（本市）の主張

- ① 誓約書、自立促進援助金に係る（返還手続の）請書の記載内容から返還の合意はあった。
- ② 被告が主張するように、原告が奨学金を援助金と併用して運用することにより、実質給付の奨学金として運用してきたことはそのとおりであるが、貸与が前提とされていることは、京都市と借受者との間で交わされる書類の随所に示されてきたものであり、一方当事者である市の「内部における手続」ととどまるものではないことは明らかである。
- ③ 被告主張のように、仮に原告職員が返還する必要はないと被告らに説明していたとしても、それはあくまで原告が奨学金等の貸付と援助金の補助とを一体のものとして運用していたことを念頭においた発言であると考えられる。
- ④ 被告は、原告に奨学金について説明してもらっていないと主張するが、申請に先立ち被告らに配付した文書「京都市同和奨学金のしおり」に貸与であることが明記されており、被告らから提出された返還計画書には、返還金額とともに、返還時期（20年）及び返還方法（年賦）が明記されている。以上により、原告は被告らに対し、就学奨励金が貸与であることについて必要な説明を行っており、被告らも当然に原告の説明を了解したうえで貸与を受けたものといえる。
- ⑤ 被告らは、貸与申請時の返還合意は真意に基づくものではないと主張するが、仮に被告主張のように、本件返還合意が法律上無効となるのであれば、それは金銭消費貸借契約自体が無効であるということの意味し、被告らが受け取った奨学金は法律上の原因を欠く利得として不当利得返還義務の対象となる。また、そもそも、これまで繰り返し主張しているとおり、貸与申請時の原告・被告間では、返還時期到来時に申請を行えば、援助金制度により返還が可能であるという共通認識があったのであり、かかる認識のもとで返還合意をしたことは、被告らの真意に基づくものであったといえる。

(2) 錯誤無効について

ア 被告（借受者）の主張

- ① 原告からの返還の必要がないとの説明を信じて受け取ったものであり、外形上金銭消費貸借契約が成立したとしても錯誤により無効である。
- ② 被告は、再三返還の必要がないことを確認して申請したものであり、返還が不要であることを前提として、申請を行うことを示しており、錯誤に当たる。

イ 原告（本市）の主張

- ① 本件奨学金の貸付時点では、奨学金と援助金を組み合わせて経済負担を回避する仕組みが存在しており、機能してきたものであるから、錯誤には当たらない。
- ② 奨学金の貸付時、原被告間での共通認識は、あくまで援助金を返済に充てることにより実質的な経済的負担を回避し得るという仕組みが制度として用意されていることを前提としており、実際に被告らが返還を求められているのは、援助金制度が廃止されてからであり、原被告間の共通認識において錯誤があるとはいえない。

(3) 信義則違反について

ア 被告（借受者）の主張

- ① 返還の必要がないと説明し続けてきたにもかかわらず、住民訴訟で敗訴したことをもって

被告に返還を請求するのは、信義則違反である。市は、奨学金を給付制として運用し、一貫して将来的にも返還を求めないと説明をしてきており、奨学金申請者は、実質給付されるものと信頼して、奨学金を受領してきた。

- ② 原告は、自立促進援助金訴訟（大阪高裁判決事件 平成18年3月31日判決言渡し）において、借受者は、奨学金は援助金を併用した実質給付であると理解しており、市と借受者の間には債権債務関係は存在せず、借受者に返還を求めることはできないと主張しており、当該主張と本件訴訟における原告主張との整合性を説明されたい。
- ③ 原告は、上記②の訴訟において、「市と借受者との間には返還金をめぐっての債権債務関係は存在しない。」と明確に主張しており、本件訴訟での原告主張と矛盾していることは明らかであり、原告の釈明は何ら合理的な説明になっていない。
- ④ 平成19年12月までの市会の議事録において、当時の市長をはじめとする京都市の理事者が、「奨学金受給者に対して、返還を求める意思がない。」、「実質給付と説明していた奨学金の返還を求めることは、禁反言の法理に抵触し、権利の濫用となる。」と発言しており、原告の請求に理由がないことは明らかである。

イ 原告（本市）の主張

- ① 地方公共団体としての市は援助金の給付を永続的に保証する義務はなく、制度の見直しは司法判決を踏まえた合理的な判断に基づくものであり、平成13年度以降に新規に援助金を受領してきた被告の信頼は法的保護に値しないことから、信義則違反（禁反言）ではない。
- ② 原告は実質給付としていた同和奨学金制度を見直し、返還を求めることとしたが、司法判断を踏まえ、平成13年3月31日以前に返還の始期を迎えた債務については、その全部を免除することとし、実際に、被告の子に対して貸与した高等学校分の奨学金については、返還請求を行っておらず、この点で、被告の信頼は保護されている。

援助金制度について、従前原告は、実質給付の奨学金制度として運用することに合理性があるとの理由から援助金の支出は違法とはいえないと主張してきたことは事実であるが、残念ながら当該主張は認められず、平成13年度以降の援助金支給について違法であるとの司法判断が下された結果、廃止するに至ったものである。援助金制度の廃止は、裁判所の司法判断に従うという極めて合理的な理由に基づくものであったと言えることから、禁反言の法理が適用されることはなく、被告の信頼を害しているとも言えない。

被告は、本訴における原告の主張が上記先行事件の主張と整合していないというが、仮に整合性に欠ける部分があったとしても、先行事件における京都市の主張が認められなかった以上、行政機関としては司法判断を最大限尊重した運用に努める必要があることは当然であり、本訴における原告の主張は合理的かつ相当なものである。

- ③ 被告らは、大阪高裁判決は、奨学金が給付か貸与かについて実質的に判断していないと主張するが、当該判決は、原告の同和奨学金等が貸与であること、借受者の中に返還が必ずしも困難でない者が生じていることを指摘しており、すなわち、原告が返還を請求するべきものと言っていることに他ならないと解される。

(4) 本人尋問及び証人申請について

ア No. 1 及びNo. 3については、平成26年6月23日付けで本人尋問及び証人尋問の申出が出された。

平成26年8月27日に開催された口頭弁論において、裁判所は、次回期日での本人尋問の実施を決定し、併せて証人尋問の申出については、本人尋問を踏まえて検討するとの方針を示した。そし

て、平成 26 年 11 月 12 日に本人尋問を実施し、その後、証人尋問の申出に対しては「本人尋問で十分理解できた。」として、不採用とした。

イ No.2 については、平成 26 年 6 月 6 日付けで本人尋問の申出があり、平成 26 年 9 月 17 日に本人尋問が行われた。

なお、本人尋問については、上記ア及びイと共に、連帯保証人（3 人）に対して行われた。

＜本人尋問の主な内容（要旨）について＞ 追記

ア 被告側（借受者）の主尋問事項

- ① 同和奨学金を利用した経過については、同和奨学金を利用して進学し、同和問題の解決に資する（差別に負けない。）ためであり、また、中学校の担任の教師等から返済が要らないからと勧められ、また隣保館の担当者からも同様の確認ができたので、利用することを決めた。（共通）
なお、No.2 の被告は、学校に勧められて高校・大学一貫の私立への進学を決めたが、奨学金の返還を求められるのであれば、公立の高校に進学していたと述べた。（No.2 関係）
- ② 奨学金の貸与を受けてから 10 年近くも経って、市の担当者から、「これまでは返還の必要がないと説明してきたが、京都市が裁判に負けたため、奨学金の返還が必要になった。」との説明を受けたが、京都市が一方向的に「給付」を「貸与」にする制度変更を行ったことは、詐欺的な対応であり、断じて許すことができない。（共通）
- ③ 同和奨学金の申請の際に申請書に「貸与」との記載があったので、担任の教師や隣保館の職員に確認したところ、奨学金は実質給付であり、申請書類は形式的なものであり、手続上必要なので記載してほしいとの説明を受け、その説明を信頼して、記載したものである。（共通）
- ④ 書類の中には被告が記載、押印していないものもあるが、それらの書類は、市と市民の関係ではなく、市職員が事務処理の便法上、本人に断りなく作成したものではないかと思う。（No.1 関係）
- ⑤ 同和地区の住環境は改善されたが、学力の実態はまだ厳しく状況であり、今日でも、同和奨学金は同和問題の解決のために継続すべき意義のある事業である。（No.1 関係）

イ 原告側（本市）の反対尋問事項

- ① 被告は、書面の中で、担任の教師や隣保館の職員等から、同和奨学金は「貸与」となっているが、実質「給付」で、市が肩代わりするので返還の必要はないと説明を受けたと述べられているが、市が「自立促進援助金」という補助金で肩代わりをして、返還の必要がないようにしていたことは知っていたか。（共通）
⇒ No.1 の原告は知っていたと、また、No.2 及び No.3 の被告は、詳細は知らないと主張。
- ② 被告は、記載や押印していない申請書類があると主張されているが、奨学金を利用しようとする意思を持って、現に隣保館で奨学金を受け取っていたことは間違いないか。（共通）
⇒ 全ての被告が、奨学金を利用する意思を持って、連帯保証人又は借受者が受け取りに行っていたと回答した。
- ③ 貸与申請時の誓約書に「返還の事由が生じた場合には、遅滞なく返還」と記載されているが、どのような意味として、この文言を認識していたのか。また、保証人とは、一般的に本人と共に債務を保証する人のことをいうが、どのように理解していたのか。（No.1 及び 3 関係）
⇒ No.1 及び No.3 の被告は、返還事由は中退等、不正に受給したときには返還しなければならないので、そういう場合に用いるものと思っていた。

また、No. 3の被告は、保証人は一般的にはそうなると思うが、この書類については、行政の事務上必要なものだろうと思っていた。

- ④ 奨学金を受給されたのは高校分及び大学分であるが、今回返還請求されているのは大学分のみで、訴外の高校分は平成12年度以前に返還が開始した債務であるため、市が条例で免除していることは認識しているか。(No.1及び3関係)

⇒ No. 1及びNo. 3の被告は、本件訴訟での請求対象が大学分のみであることは認識しているが、高校分がどのように取り扱われているのかは、詳しく知らないと主張。

- ⑤ 平成13年度に地対財特法の失効が決まり、その後、同和対策事業は段々と縮小されていったが、あなたは、申請時に奨学金制度がどのようになると思っていたのか。(No.1及び2関係)

⇒ No. 1及びNo. 2の被告は、平成13年度以降、事業が縮小されていくかもしれないが、自分達が申請したものが影響を受けることはないと思っていた。

3 今後の審理日程等

(1) NO. 1 (借受者A及び連帯保証人X)

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日(火) 午後 4時30分

第2回口頭弁論期日 平成24年12月13日(木) 午前10時35分

第3回口頭弁論期日 平成25年 2月 5日(火) 午前10時45分

第4回口頭弁論期日 平成25年 4月16日(火) 午前10時40分

第5回口頭弁論期日 平成25年 6月25日(火) 午前10時15分

第6回口頭弁論期日 平成25年 9月17日(火) 午前10時15分

(第6回口頭弁論からNO. 3と併合審理)

第7回口頭弁論期日 平成25年10月29日(火) 午前10時40分

第8回口頭弁論期日 平成25年12月24日(火) 午前10時10分

第9回口頭弁論期日 平成26年 2月26日(火) 午前10時10分

第10回口頭弁論期日 平成26年 4月23日(水) 午前11時

(裁判長を含め裁判官が交代したため、弁論更新が行われた)

第11回口頭弁論期日 平成26年 7月 2日(水) 午前10時

第12回口頭弁論期日 平成26年 8月27日(水) 午前10時40分

第13回口頭弁論期日 平成26年11月12日(水) 午前10時(本人尋問の実施)

第14回口頭弁論期日 平成27年 2月12日(木) 午後 1時10分(予定)

(2) NO. 2 (連帯保証人Y)

第1回口頭弁論期日 平成24年 9月25日(火) 午後 4時30分

第2回口頭弁論期日 平成24年11月22日(木) 午前10時15分

第3回口頭弁論期日 平成25年 1月22日(火) 午後 1時15分

第4回口頭弁論期日 平成25年 3月19日(火) 午後 1時25分

第5回口頭弁論期日 平成25年 4月30日(火) 午後 1時20分

第6回口頭弁論期日 平成25年 6月25日(火) 午前10時15分

第7回口頭弁論期日 平成25年 9月24日(火) 午後 1時20分

第8回口頭弁論期日 平成25年12月 3日(火) 午前10時45分

第9回口頭弁論期日 平成26年 1月29日(火) 午前10時40分

第10回口頭弁論期日 平成26年 4月23日(水) 午後 1時30分

(裁判長を含め裁判官が交代したため、弁論更新が行われた)

第11回口頭弁論期日 平成26年 6月18日(水) 午後 1時30分

第12回口頭弁論期日 平成26年 9月17日(水) 午後 1時30分 (本人尋問の実施)

第13回口頭弁論期日 平成26年12月17日(水) 午前10時(予定)

(3) NO. 3 (借受者C及び連帯保証人Z)

第1回口頭弁論期日 平成25年 8月 6日(火) 午後 1時20分

第2回口頭弁論期日 平成25年 9月17日(火) 午前10時15分

(第2回口頭弁論からNO. 1と併合審理)

第3回口頭弁論期日 平成25年10月29日(火) 午前10時40分

第4回口頭弁論期日 平成25年12月24日(火) 午前10時10分

第5回口頭弁論期日 平成26年 2月26日(火) 午前10時10分

第6回口頭弁論期日 平成26年 4月23日(水) 午前11時

(裁判長を含め裁判官が交代したため、弁論更新が行われた)

第7回口頭弁論期日 平成26年 7月 2日(水) 午前10時

第8回口頭弁論期日 平成26年 8月27日(水) 午前10時40分

第9回口頭弁論期日 平成26年11月12日(水) 午前10時(本人尋問の実施)

第10回口頭弁論期日 平成27年 2月12日(木) 午後 1時10分(予定)

海外居住者に関する免除制度の取扱いについて（案）

平成 26 年度返還分の返還手続において、借受者が国外に居住する場合の免除申請手続（住民票、課税証明書など免除申請書に添付する書類）に関する相談があったが、現行の手続は国内居住者を対象としたものとなっており、国外居住者を対象にした手続が整備されていないことから、今回、日本学生支援機構等における奨学金の返還手続を参考にして、海外居住者に対する免除制度の取扱いを定めようとするものです。

1 現行の免除申請手続と海外居住者の場合の課題

(1) 免除申請に必要な添付書類

現行の返還手続においては、借受者が免除申請を行う場合、借受者又はその父母の世帯状況に応じ、その理由を証する書類として、次に掲げる書類を添付することとされている（京都市地域改善対策奨学金等の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第 6 条第 4 項）。

	書 類 の 種 類	書 類 の 提 出 の 対 象 者
①	住民票	借受者と同一の世帯に属する者又はその父母と同一の世帯に属する者
②	課税証明書（市町村長又は区長の発行するものに限る。）	借受者又はその父母
③	生活保護受給証明書	生活保護を受給している場合は、借受者又はその父母
④	その他市長が必要と認める書類	市長が必要と認める者の健康保険証の写し、給与明細書等

(2) 国外居住者の場合の課題

国外においては、税制度や医療保険制度が日本とは異なることから、借受者が国外で居住し、又は居住していた場合には、所管官公署等から上記で添付を求めている書類の交付が受けられず、免除申請ができない事案が生じているため、この場合の対応について検討する必要がある。

2 具体的な相談事例と検討事項

事例 1

- ア 本件借受者は、配偶者の海外赴任に伴って海外に転出し、現在、外国人の配偶者の扶養家族となっており、就労はしていない。
- イ 当該国では個人に対する所得課税制度がないため、課税証明書等が発行されない。
- ウ 借受者からは、課税証明書等に代わるものとして、査証により、当該国に滞在し、また就労不可のものであることを確認してもらえとの申出を受けている。
- エ 当該国の医療保健制度については、外国人への保険証の加入を義務付けているが、

制度の詳細については不明である。

(検討事項)

免除判定において、借受者が「主として本人以外の者の収入により生計を維持している」と認められる場合（例えば配偶者の被扶養者である場合）には、人権上の配慮から、借受者の属する世帯ではなく、その父母の世帯で所得判定をすることになっている。

現行の免除申請手続では、その判定を課税証明書や健康保険証で行っているが、国外居住者の場合には、これらの書類の提出ができない場合があることから、「就労が認めれていない査証」を対象に加えることの是非が検討対象になる。

事例2

- ア 本件借受者は、昨年まで父母に扶養されていたが、今年出国し、現在は、海外で単身生活をしている。
- イ 当該国では、住民票（登録）制度がなく、また、当該国で働き始めたばかりのため、課税証明書は発行されない（国内の課税証明書では無収入）。
- ウ 当該国の医療保険制度は、税方式による国民皆保険となっているため、日本でいう被用者保険がなく、保険料徴収がない。
- エ 借受者からは、就労許可の査証及び勤務先の給与明細の提出はできるとの申出を受けている。

(検討事項)

免除判定において、借受者に課税証明書による前年収入がなかったとしても、その後就職し、申請時において免除申請書に最近3箇月分の給与明細書が添付され、そこから算定される年間収入から、父母の被扶養者ではないと認められるときは、借受者の収入で免除判定を行う取扱いになっている。

この場合の給与明細書については、収入の発生が国内か国外かで取扱いを変える理由がないことから、現行の手続と同様の取扱い（収入金額の確認）ができる場合には、当該給与明細書の提出を認め、併せて、その認定方法を整備することが検討対象になる。

※ なお、これまで、海外転出による長期不在により徴収猶予とした事例はあったが、今回の事案に類する事例はなかった。

3 日本学生支援機構における奨学金の返還手続の取扱い

- (1) 一般の奨学金貸与事業を実施している日本学生支援機構においては、年間給与収入額が300万円以下の借受者を対象にして、返還猶予を行っており、その決定に当たっては、本件奨学金の免除申請手続と同様に、借受者から提出される課税証明書により所得判定を行っている。
- (2) 借受者が海外居住者である場合には、課税証明書に代わるものとして、就労・非就労

の別に応じて、次の書類の提出を求めたうえで、返還猶予の適否を判断している。

ア 原則として就労者の場合は、直近連続3箇月分の給与明細書及び査証の写しを提出させ、猶予審査時点の為替レートにより円換算し、収入判定を実施している。

イ 非就労者の場合は、就労不可の査証の写し及び非就労理由を記載した事情書の提出により、収入がないことを確認している。

4 国外居住者の対応について（案）

借受者が国外に居住し、又は居住していたことにより、所管官公署等から免除申請書に添付が求められている書類の交付が受けられない場合においては、公平かつ円滑な免除申請手続の確保を図るため、国外居住者に係る取扱いの特例として、次により国外居住者に対応した書類の提出を認めるとともに、その認定方法を整備するものである。ただし、市長が免除制度の適用ができると認められるものに限り、適用することとします。

(1) 対象者

国外に居住し、又は居住していたことにより免除申請書に添付が求められている書類の交付が受けられない借受者（以下「国外借受者」という。）

(2) 免除判定資料

借受者が国外借受者である場合の添付資料について、国内外の制度の相違に配慮し、それぞれ次のとおり取り扱うこととします。

ア 住民票の代替書類について

海外への転出及び滞在期間等を確認するため、住民票の代わりとして、次の書類等を求める。

- ① 住民票の除票等
- ② 査証の写し

イ 課税証明書等の収入判定資料の代替書類について

① 就労者の場合

直近連続3箇月分の給与明細書の写し、給与証明書又は当該国の公的機関が発行する収入状況が分かる課税証明書等（当該書類が日本語以外で記載されている場合は、原則として日本語訳の添付を条件とする。）

なお、海外収入の円換算については、日本学生支援機構等の取扱いを参考にして、行うこととします。

② 非就労者の場合

就労不可の査証又は当該国で扶養に入っていることが分かる書類及び非就労理由を記載した事情書※

※ 就労不可の査証等の提出があった場合は、借受者と世帯を同一にしている配偶者等は、借受者が扶養しているものとして取り扱います。

ウ その他市長が必要と認める書類

上記ア及びイの書類により、確認できない場合について、別途必要と認められる書類の提出を求めます。

5 取扱要綱の改正

この資料の内容が確認された後、取扱要綱の改正を行う予定です。

(参考) 日本学生支援機構における海外に居住する返還困難者の猶予の取扱い(同機構のホームページから)

○返還困難な事情と猶予事由

1～4略

5. 経済困難

【収入(所得)条件】給与所得者は年間収入300万円以下(給与所得者以外は年間所得200万円以下)

5-1. 基本の証明書

証明書の種類	①所得証明書又は ②市民税(所得・課税)証明書又は ③住民税非課税証明書
証明書発行者	市区町村長

5-2. 承認基準を超える収入(所得)がある場合
(略)

5-3. 外国居住の低所得者の場合

証明書の種類	<基本の証明書> ①直近3ヶ月連続分の給与明細コピー又は給与証明書 ②ビザのコピー
	【働いておらず基本の証明書①②が提出できない場合】 以下のいずれかの書類 ③就労不可のビザのコピー+事情書 ④外国で扶養に入っていることがわかるもののコピー+事情書+ビザのコピー ⑤～⑦略

(参照条文等)

○ 京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱(抄)

(返還困難による返還免除)

第6条

1～3略

4 借受者は、条例第3条第2項第3号の規定により債務の免除を受けようとするときは、その理由を証する書面として、次の各号に掲げる書類を免除の申請書に添付しなければならない。

① 借受者及び借受者と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている者全員の住民票の写し

② 次のアからウまでに掲げる者に係る生活保護法による保護を受けていることを証する書類又は収入及び市町村民税の課税状況を証する書類(市町村長又は区長の発行するものに限る。)

ア 借受者

イ 借受者が貸与時の父母と同居しているときは、借受者と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている者全員

ウ 借受者が規則第2条第3項各号のいずれにも該当するときは、借受者及び貸与時の父母

(3) その他市長が必要と認める書類

(生計維持の判断基準)

第10条 借受者が、次の各号にいずれかに該当するときは、規則第2条第3項第2号に規定する「主として本人以外の者の収入により生計を維持している」状態に該当しないものと判断する。

- (1) 前年における借受者の収入の総額が、所得税法上の扶養親族となる要件を満たしていないとき
- (2) 独立して生計を営むに足る収入があること（所得税法上の扶養親族となる要件を満たさないこと等）が客観的に確認できるとき（※）
- (3) 健康保険等の扶養関係から、借受者が被扶養者でないことを確認できるとき

※ 独立して生計を営むに足る収入があること（所得税法上の扶養親族となる要件を満たさないこと等）が客観的に確認できるときとは、直近3箇月分の給与明細に基づき年間収入を推定し、103万円を超える場合は、独立していると判断しており、返還免除申請手続案内ビラにおいて、その取扱いを周知している。

第11回京都市奨学金等返還事務監理委員会における了解事項について

平成26年7月28日に開催された「第11回京都市奨学金等返還事務監理委員会」において、以下の事項について報告し、了解された。

○ 奨学金返還事務の取組状況について 資料1

事務局から資料1により報告を行い、了解された。

また、特別な事情による返還猶予の取扱いによる猶予決定の事後報告分について、事務局から別紙により、過去の監理委員会で承認されたものと同様の経過と認められる36件（6人分）の報告を行った。

さらに、平成26年度は、奨学金制度の見直し後の平成21年度に5年間の免除となった約1,000人の借受者について、免除期間の経過に伴う返還手続が必要であることから、資料1の（参考3）「平成26年度地域改善対策奨学金等の返還手続の状況について」で、現状を報告した。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 平成26年度は、平成21年度の免除明けの借受者が約1,000人いるため、職員を13名に増やした。先ほどの特別な事情による猶予の報告対象者の個票の説明を聞いていると、丁寧な説明をされ、誠意のある対応をされたことにより、ようやく返還手続をしてもらうことができた。今回は2回目の手続であり、前回と同じ体制（26名）まで必要ないと思うが、体制は大丈夫か。

→（事務局）前回、全ての借受者に対して、面談による制度変更のお詫びと制度説明を行っていたが、今回は、2回目の手続となり、全ての借受者に対し面談による改めての制度説明とはならないと考えている。借受者には、免除申請など返還手続の内容を分かりやすく記載した「返還免除制度の御案内」を本年6月に発送したうえで、まずは電話での問合せ等において、丁寧な説明に努めている。また、借受者の要望等に応じて、自宅等での面談説明も夜間等を含め実施している。現時点では、難しい向きもあるが、概ね順調に説明できている、と考えている。

- ・ 「特別な事情による返還猶予の報告対象者個票」の報告番号33のように、親が貸与手続を行い、本人が知らなかった場合、本人に返還手続を説明されるのは大変困難であったと思うが、本人には納得してもらえたのか。気分を害されるようなことはなかったか。

→（事務局）報告番号33の借受者について、最終的に当方が本人と直接面談して説明したが、奨学金の貸与を知らなかったため、気分を害しているというよりは、戸惑われているといった印象だった。当方から、本人の要望に応じ、貸与申請書などの書類をお見せし、丁寧な説明に努めたことで、最終的に返還手続に納得していただけた。

そのほかの、親を通じて、本人への説明を依頼している場合についても、概ね同様の状況ではないかと思われる。

○ 奨学金等の返還請求訴訟の状況について

第6回監理委員会及び第8回管理委員会で裁判手続に着手することが承認された計3件の案件について、事務局から資料2により訴訟の進捗状況及び当該訴訟における原・被告間の主な主張についての報告を行い、了解された。

委員から、以下のとおり意見が出された。

- ・ 借受者側から本人尋問及び証人尋問の申出が出されているとのことだが、証人申請については、全て借受者側で、原告側からはないと理解してよいか。
→（事務局）人証については、全て被告側からであり、原告である市側からの申請は考えていない。
- ・ 和解の話はなく、このまま判決まで行くと理解しておいてよいか。
→（事務局）本件訴訟については、原告・被告の双方に根本のところでは意見の食い違いがあり、和解にはならないと考えている。また、市としては、請求額を減らすような対応を取ることはできないので、和解になじまないと受け止めている。

第 11 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成 26 年 7 月 28 日

○事務局

それでは、ただ今から、第 11 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。本日は委員の皆様方、大変お忙しい中御出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。

既に御承知のとおり、この委員会は、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性・客観性・公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくこと等を目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づきまして、設置されたものでございます。このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

また、お手元に配布しております会議資料のうち、資料 3 の前回の第 10 回委員会の了解事項及び資料 4 の議事録につきましては、既に山下委員長に御了解をいただいたうえで、人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点も御確認のほどお願いいたします。

それでは議事の進行につきまして、山下委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。それでは第 11 回の監理委員会について進行をさせていただきます。

最初に本日の会議については、定員 4 名中 4 名の委員が全員出席しておりますので、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第 5 条第 3 項の規定によりまして、定足数である過半数を超えておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

事務局から 2 件報告があるようですので、順番に報告を受けたいと思っております。

まず、1件目の報告案件、奨学金等返還事務の取組状況につきまして、事務局の方から報告をよろしくをお願いします。

○事務局

奨学金等返還事務の事業調整担当課長しております土井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼ながら着席をして御報告をさせていただきます。

それではお配りをしております資料1を御覧いただきたいと思います。奨学金返還事務の取組状況につきましては、平成26年3月末現在の状況を取りまとめさせていただきます。

資料の御説明をさせていただきます前に、平成26年3月末日という時点につきまして、再確認をさせていただきたいと思っております。奨学金の返還年度につきましては、学校を卒業されてから6箇月を経て返還が開始されるということで、通常10月1日から翌年の9月末日というのを一つの単位と申しますか、期間としております。したがって、今回御報告をさせていただきます平成26年3月末日現在の状況とは、平成24年度返還分につきましては昨年9月末日をもって履行期限を経過し、6箇月を経過した状態です。また現年となります平成25年度返還分におきましては、昨年10月に始まった返還年度の前半部分が終了いたしました、ちょうど中間の時点というものでございます。この点を御確認いただきまして資料の説明に移らせていただきます。

それでは「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」につきましては、平成20年12月26日に、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の施行に伴いまして、奨学金制度の抜本的な見直しを行ったところでございますが、これに基づきまして、新たに返還を求めることになった、奨学金等の借受者の返還状況について取りまとめたものでございます。

「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」でございます。これは借受者の人数ベースの部分につきまして取りまとめたものでございます。

「①借受者」の総数につきましては、1,404人でございます。

それに対します返還手続の状況の内訳でございますが、その右に内訳を掲載しております「②猶予中」につきましては、大学や大学院に在学中ということで、今現在、返還手続が猶予になった方の人数でございます。対象者につきましては3人ということで、借受者全体の1,404人に対する構成割合といたしましては0.2パーセントでございます。

次に、「③免除中」につきましては、所得が免除金額以下であるなどのために返還免除となった方の人数で、対象者は1,264名、構成比は90.0パーセントでございます。

次に、「④返還請求」でございますけれども、この部分につきましては今申し上げました、返還の猶予や免除の対象とならず、返還金の請求をする対象になっておられる方の人数でございます。対象者は137人、構成比につきましては9.8パーセントでございます。

さらに、その返還請求の対象になってる方の内訳につきまして、右に記載をさせていただきます。「返還済」は（注1）にも記載しておりますが、奨学金等を全額返還された方、及び平成25年度分までを既に全て納付いただいた方の人数でございます。対象者は36人おられます。返還請求の対象者137人に占める構成割合といたしましては、26.3パーセントでございます。

次に、その右の「未返還」についてでございます。これは「返還済」に対するもので、平成25年度返還分の納付がまだ済んでいないという方を対象にして、さらに平成24年度以前の返還分に滞納のある方とない方を区別して、掲載しております。滞納のある方につきましては43人、返還請求の対象者に占める構成比としては31.4パーセントでございます。また、滞納のない方につきましては58人で、同じく構成割合は42.3パーセントとなっております。

なお、今後の返還状況の見通しといたしましては、現時点ではまだ平成25年度の

返還分の履行期限がまだ未到来でございますので、これまでの納付状況から見ますと、今後納付いただける方、今後納付いただけると見込まれる方を加えますと、最終的には今年の9月末現在の状況といたしましては、7割程度となるのではないかと考えております。

次に、さらに先ほど申しました43人の滞納されている借受者でございますけれども、履行期限が到来している平成24年度以前分の納付がなく、督促とか催告の手続の対象になっておられる方でございます。

(注3)で、これらの方につきまして、滞納状況に少し重複の部分がありますが、若干区別や区分をして整理をしておりますので、そちらを御説明させていただきます。

従来とは少し異なった区分をさせていただいております。従来ですと、なかなかまだ面談に至らないという方が多数ございましたけれども、その部分一定進捗したのかなということで、次のステップとして少し区分の仕方を見直させていただいております。

まず、「1 返還金未納付」につきましては、返還手続に関する話合いというのを終えまして返還手続に入っておりますが、なんらかの事情から履行期限までに返還金の納付がいただけない方という区分をさせていただいております。人数としては14人おられます。

二つ目に「返還手続未了」につきましては、まだ返還手続に関します話合いそのものが終了していない方でございます。11人おられます。うち5名の方につきましては面談そのものを拒否されたり、面談ができたとしてもなかなか中身に入ったお話をすることができないというような方でございます。

次に、「所在不明等」でございますけれども、この部分につきましては、借受者の居所等が、実際の居所等が分からない方、あるいは海外に転出されているため連絡が付けられないというような方で、相手方との連絡が付かないために返還手続に関する話合いができていないという方を区分させていただいております。人数としては6人おられます。

一番最後に、「訴訟結果待ち」と区分させていただいております。現在3人の方を対象にして訴訟をさせていただいておりますが、京都市に対する行政不信等もございまして、裁判をされている方以外でも、やはり訴訟の結果を見ないとなかなか話合いには応じられないとおっしゃっている方も一定ございます。これらの方が裁判をされている3人のほかに9名ということで、12名の方がおられるということでございます。

なお、訴訟の状況につきましては、次の2番目の報告案件で進捗状況の御報告をさせていただきます。

次に、(注2)にお戻りいただきまして、そちらの内容について、少し御説明をさせていただきます。

現在、「③免除中」ということで区分をさせていただいている方がございますけれども、その中にも過去の滞納分について、現在、分納誓約という中で返還手続きをしていた方というのが16人おられます。したがって、これらの方につきましても、先ほどの43人以外に今現在返還中であり、実際にお金を返していただく必要がある実数としましては、先ほどの43人に16人を加えた59名ということになるかと思っております。借受者総数1,404人に対する構成比につきましては、約4.2パーセントでございます。

次に「(2)平成25年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況(件数ベース)」でございます。先ほどの表が借受者を対象にしたものでございますけれども、こちらの部分につきましては債権単位ということで、年度ごとに高校や大学の貸与を分けて返還手続きの状況を集約したものでございます。したがって、お一人の方が高校分と大学分の両方の貸与を受けていらっしゃる場合には、それぞれ1件ずつ、2件ということで計上をいたしております。

平成25年度返還分の貸与件数につきましては1,718件、金額にして1億2,855万2,000円となっております。同じく同様にその内訳でございますけれども、そのうち「返還猶予」となっているものが3件でございます。貸与件数に対する構成

比としましては0.2パーセント、対象金額は199万4,000円でございます。

表の下の方に「【返還猶予の内訳】」ということで、その事由の方を掲載させていただいております。今回は全て在学中ということで、先ほど申しましたけれども、大学や大学院等に在籍されているということでの猶予でございます。

次に、「返還免除」になっているものにつきましては1,576件、構成比につきましては91.7パーセントでございます。対象金額は1億1,958万8,000円でございます。同様に表の下に「【返還免除の内訳】」をその下に掲載させていただいております。借受者がお亡くなりになっていることを事由とするものが2件、心身の障害の程度が1級に相当することが事由とするものが1件、残りの1,573件は、全て年間所得が「基準以下」、生活保護基準の1.5倍以下の所得層に該当したというもので、いずれも条例の規定に基づいて免除の決定をさせていただいているものでございます。

一方、返還の猶予や免除の対象にならず、返還の請求をすることになる返還請求の件数につきましては、その右にございますけれども139件、構成比8.1パーセントで、対象金額は881万1,000円でございます。その内訳としましては、もう既に納付があり収入済のものが22件、返還請求件数に対する構成比は15.8パーセントでございます。

次に、平成25年度返還分の履行期限については、未到来ということがございますけれども、今現在まだ未収入のものが117件、構成割合は84.2パーセントになっております。こちらの方につきましても、先ほどと同様に最終的には今後の納付振り込みを加えますと、金額は7割程度には達するのではないかと見込んでいるところでございます。

次に、資料の2ページを御覧いただきたいと思います。「【履行期限の延長の状況】」でございますが、先ほどの返還請求139件のうち所得が延長の基準以下ということで、履行期限の延長の措置を採っておられる方が15人、16件でございます。この措

置につきましては、所得が免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当しないものの、旧自立促進援助金の支給判定基準に該当する所得金額以下というような場合に、返還の経済的な負担に配慮し、返還を行うべき残期間と同期間を限度として返還期間を延長することで、1年当たりの返還金額を最大で半減、2分の1にするという措置でございます。

続きまして「(3)、督促・催告等の実施状況」でございます。これは前回の監理委員会で御報告をさせていただきました後の部分といたしまして、平成25年10月1日以降の、督促・催告の実施状況を取りまとめさせていただいたものでございます。

全体で申しますと、平成25年9月末時点で、訴訟係属中の3名の借受者を含む72人の滞納者がおられ、内訳としましては、新規の方が35人、継続の方が37人となります。履行期限後から督促・催告に至るまでの間に、16人の新規滞納の方からは、納付があり、さらに、督促及び催告を実施した結果、13人の方が返還手続きを行いましたので、先ほど「(1)借受者別の返還に関する手続きの状況」で申し上げましたとおり、平成26年3月末時点で、滞納のある借受者の人数は43人になっているという状況でございます。ここでは「督促・催告の実施」状況につきまして、平成24年度返還分からの新規滞納者と、それ以前の滞納者とを分けて掲載をしておりますので、御説明をさせていただきます。

まず、「ア 督促・催告の実施（新規滞納者分）」ということで、平成24年度返還分から滞納が生じている方でございます。新規の対象者19人のうち、相談中の12名の方を除く7人の方に関しまして、平成25年12月2日付けで督促の方を実施しております。その後の対応状況といたしましては、相談中の5名を含めた8名の方が返還手続きに応じられたので、残り11名のうち4名の方に関しまして、改めて平成26年3月3日に催告を行い、相談中の2名の方が返還手続きに応じていただいている状況でございます。その実施結果といたしましては、「【督促後の返還手続きの内訳】」に記載をしております。10名のうち8名の方につきましては滞納金を完納され、残る2

名の方につきましては、1名の方が分納誓約をされて分納手続中であり、もう1名の方につきましては、免除申請書は提出されていたんですけども、添付書類について、期限後に提出されましたので、提出後の決定となったというものでございます。

次に「イ 督促・催告の実施（継続滞納分）」で、平成23年度以前返還分に滞納のある方についてでございます。

裁判手続をしております3名を除く34名の方を対象にしております。所在不明等の6人や相談中の13名の方を除き、平成25年12月2日に15名の方に督促又は催告を行っております。この結果、13名の方からは何らかの応答といえますか反応がございまして、返還手続に向けた面談なども実施しているところでございます。応答がなかった残り2名の方に対しましては、再度25年3月3日に催告を行っておりますが、現時点ではまだ明確な反応がないといった状況でございます。

なお、督促・催告後に返還手続に至った方が3人おられまして、その内訳につきましては、資料3ページの中ほど「【催告後の返還手続の内訳】」に記載しております。滞納金の完納、あるいは先ほどと同様ですけど、分納誓約による分納返済中、あるいは返還猶予という方がそれぞれ1名ずつということで、3名の方がいらっしゃいます。

次に資料の3ページの(4)に移らせていただきます。「50万円以上の高額滞納者の今後の見込み」でございます。今後の訴訟提起を視野に入れた場合で、26年7月8日時点で、平成27年度までに滞納金額が50万円以上になると見込まれる方を取りまとめたものでございます。

前回の、昨年11月の委員会の報告と対比いたしますと、この間、その対象になっている方に対しまして、強く様々なアプローチをかけさせていただいた中で、一定の御理解といえますか、返還手続に踏み出していただけた方も多数ございますので、今回御報告させていただいている件数につきましては、当時と比べると大きく変わっております。

平成24年度に滞納額が100万円を超える見込みであった借受者が1人、それと平成25年度には2人、計3人の方が前回ございましたけれども、いずれも対象から外れております。また、50万円以上の滞納者につきましては、26年度までの合計数で、13人から7人減りまして6人ということになっております。

なお、今回は平成27年度見込みとして、50万円以上の滞納者を1人加えさせていただいているところでございます。

したがいまして、本年度と来年度に滞納額が100万円に達するという借受者の方にはございませんので、当面現行の基準の中では、訴訟対象に展開する方という方はいないという状況でございます。

なお、平成24年度以前に100万円以上の滞納となった、表の一番下に挙げさせていただいている3人につきましては、今現在訴訟をさせていただいている3名の方でございます。

次に、今後の訴訟に関する見通しでございますが、(注3)のほうにも少し触れさせていただいております。今申し上げたとおり100万円の基準の中では、当面訴訟提起につながる方はおられません。また、本来は50万円の金額を目安としていましたのを出発の時点では100万円にさせていただいております。今後、今現在進めております訴訟の判決が出る、あるいは民事の時効を考えますと、平成30年度中に時効が生じるものが出てまいります。したがいまして、長期的には少しこの辺りの条件といえますか、環境を視野に置いたうえで、訴訟の在り方については、今後事務局で一定の検討をさせていただき、また、意見聴取について、将来的にはさせていただきたいと考えているところでございます。

それでは4ページに移らせていただきます。「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」について、条例で毎年一括して免除をさせていただいている免除決定状況でございます。

平成12年度以前に返還の始期を迎えた奨学金の債権につきましては、先ほども申

しました、条例の第3条第1項の規定により、毎年会計年度ごとに対象額の免除決定を行っているところでございます。また、借受者がお亡くなりになられた場合につきましては、同じ条例の第2条第1項の規定により、それとは別に返還額を一括して免除決定するという手続をしております。

平成25年度の免除決定額につきましては1億5,904万9,125円で、これまでの累積額に加えますと、11億2,540万8,255円となります。全体の免除対象額が18億3,388万695円でございますので、現在免除決定を行った進捗率といいますか、レート（割合）といたしましては61.4パーセントほどでございます。

免除決定額の内訳につきましては、先ほど申しましたとおり、条例の規定に基づいて一律に免除させていただいている部分と、お亡くなりになられたことによる免除の部分とを区分して、「(参考)」で挙げさせていただいております。①の一律免除につきましては、26年3月26日に、平成24年度返還分を対象にして、2040件、1億5,786万1,125円の免除決定を行っております。また、②の死亡による免除につきましては、判明した時点で残返還額を一括して免除することとさせていただきます。この部分について1件発生しております、平成24年度から29年度までの返還年度分を対象にして、118万8,000円の免除決定を行っているところでございます。

次に、「3 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則の改正（平成26年4月1日施行）について」でございます。

前回の委員会でも御報告させていただいたところでございますけれども、国においては昨年の8月から3箇年を掛けて、段階的に生活保護基準の引下げという見直しを行っておられます。しかし、その一方で、同時に国の方では見直しに対する対応方針として、その生活保護費の引下げが「他の制度に影響を及ぼさないようにする」との方針を全閣僚で確認されておりました、この対応方針に基づきまして、奨学金業務に対

しましても文部科学省から、引下げの影響を及ぼさぬよう対応するようにとの要請を受けているところでございます。

御承知のとおり、この奨学金の返還事務におきましては、免除事由の一つとして生活保護費の1.5倍以下を対象にするということで、生活保護基準に準拠した取扱いになっております。したがって、この要請を受け、昨年7月に規則改正を行い、平成25年度返還分を対象にして、生活保護基準を基礎にした奨学金の免除基準に影響を及ぼさないように、特例措置を講じさせていただいたところでございます。

今般、平成26年度返還分につきましても、文部科学省から、引き続き対応すべきであるという見解もいただいておりますので、平成26年4月1日付けで規則の改正を行いまして、同様に特例期間を1年間延長させていただいたところでございます。したがって、現行の免除判定につきましては、平成25年8月1日改正前の生活保護基準を用いて、引続き免除判定を行っております。

次に、5ページに移らせていただきます。ここでは、平成19年度返還分から平成24年度返還分までの債権の取組状況を、債権ベースで一覧表として取りまとめたものでございます。今回新規に返還猶予の決定をしたものがございまして、御報告をさせていただきたいというふうに思っております。裏面の6ページを御覧いただきたいと思います。

【返還猶予の事由別内訳】を見ていただきますと、「特別な事情」によるものです。そのうち括弧で、今回は事後報告分ということで挙げさせていただいているものがございまして。平成19・20年度で6件、平成21年度で4件、平成22年度で4件、平成23年度で4件、平成24年度で1件、合計19件でございます。これはいずれも具体的には3人の借受者の方に関するものでございまして、中身といたしましては、連絡対象者である保証人が、京都市に対する強い行政不信から面談を拒否されていた中で、面談に応じ、返還手続をしていこうというような気運が生まれたような方、あるいは借受者が新たに世帯を構えたりする中で、思うようになかなか返還手続に関す

る話合いが進捗しない中、保証人の体調不良などで返還手続のお話合いに少し時間を要した方、このような方が対象でございます。いずれも監理委員会で過去に御承認いただいた事例と同様の経過のものとして、特別な事情に当たるものとして判断させていただいているところでございます。

なお、詳細につきましては、9ページで総括表、個票を10ページから14ページにかけて、掲載をさせていただいております。

また、今御報告をさせていただきました件数の部分につきましては、10ページの報告番号30から11ページの32にかけてでございます。それ以降の部分につきましては、今回の報告は3月末を対象にしておりますけれども、4月以降に決定を取らせていただいたものでございます。この部分につきましては、決定後速やかに委員会に報告させていただくということになっておりますので、個票を提出させていただいております。

事情につきましては全てほぼ同様でございまして、連絡対象者の方が、京都市に対する強い不信からなかなか面談に応じないという中で、時間の経過等様々な状況の変化の中で、自分だけの思いではなく、借受者本人の意志も聞いていかないといけないのかなという中で、少しその辺りの話合いの中で耳を傾けていただけるようになったということを契機として、返還手続に至ったものでございます。

また、前回の委員会で、滞納金額が100万円を超えるということで民事調停の申立ても視野に入れました対応について、お諮りさせていただいております。その部分につきましても、今回、12ページの報告番号33のとおり進展しましたので、その部分についての対応状況の報告をさせていただきます。

本件につきましては、当時連絡対象者である親御さんが御高齢ということ、あるいは病気がちということで、なかなかうまく面談と申しますか、対話ができない中で、借受者本人への接触を強く拒否されていたことから、本人との連絡が取れていませんでした。また、保証人の方が既に亡くなっていましたので、裁判まで視野に入れます

と、相続人に対する請求手続も必要になってくるという中で、お話し合いの期間を今年の3月程度まで延長させていただくということで、お諮りをさせていただいたものでございます。

その後の状況でございますけれども、今申し上げました、12ページの個票にございますとおり、前回の監理委員会後、借受者本人や相続人に対してアプローチをさせていただきまして、文書の送付や自宅への訪問を繰返しさせていただいたんですけれども、今年の3月に入っても反応がなく状況が動きませんでした。我々としても3月末を視野に入れますと、民事調停の準備というものを始めざるをえないのかなと思って矢先に、3月13日でございますけれども、突然御本人から電話があり、御本人の御主張によりますと、私どもから送らせていただいていた書類を御本人が初めて目にしたということも含めまして、どういうことなのかということでの問い合わせから始まったというものでございます。その後、数回にわたりまして制度の概要説明やこれまでの経過、また、御本人さんからも、いろいろな申請書類もあるだろうということで、「書類を見せてほしい」と言われるなど、面談を重ねていく中で、一定返還手続についての御理解をいただいたというものでございます。結果といたしましては、必要な書類を全て提出していただきましたところ、御収入が生活保護費の1.5倍以下と、基準内になっておりましたので、返還免除の手続を取り、併せて、これまでの部分につきましては、個票に記載しましたとおり、特別な事情による返還猶予の措置を取らせていただきましたので、一定対応についての区切りが付いたのかなということでございます。以上、前回の御相談ケースでお諮りをさせていただきましたケースについて、その後の対応を御報告させていただきました。

次に、15ページに移らせていただきたいと思います。今後の取組状況といたしまして、どういう形で返還手続を進めていくのか、催告や督促の実施予定について取りまとめをさせていただいているものでございます。基本的に督促・催告の実施につきましては、おおむね各年度の履行期限となる9月末日経過後の12月に督促をし、そ

の後約1年をかけて3月・6月・9月・12月と、合計4回程度催告をするということを基本にいたしております。それでも納付いただけない場合につきましては、年2回督促や催告の実施時期と併せて、6月と12月に特別催告として請求手続をさせていただいているというものでございます。今後の状況について、「【平成26年度以降の督促・催告の実施予定】」として取りまとめをさせていただいております。

また、右側に「【法的措置の流れ】」ということでまとめさせていただいております。本年度につきましては、訴訟案件はございませんけれども、仮に訴訟案件等があった場合のスケジュールといいますか、対応項目ということで、それぞれ必要な項目とその時期について、まとめさせていただいたところでございます。

最後に、資料1の一番最後の部分として、16ページを御覧いただきたいと思います。平成26年度におきましては、制度見直し当初に約1,000人の方を対象にして免除判定を行いました。免除を受けられた方については適用期間5年ということで、今回再判定の取組をするという部分が生じております。現在その準備、あるいはその取組のスタートをきらせていただいているような状況でございます。その内容と取組状況につきまして、返還手続の方を担当しております係の方から御報告をさせていただきたいと思います。

○事務局

それでは改めまして、担当課長をしております和田と申します。座って失礼ですが、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料1、16ページの右肩に(参考3)とある資料を御覧いただきたいと思います。この奨学金制度の見直し後の初年度でございます平成21返還年度におきまして、今も土井の方からございましたけれども、免除となられた約1,000人の借受者につきましては、今年9月までの平成25返還年度をもちまして、免除期間である5年間の終了ということになります。このため改めまして、これら約1,000人の借受者の皆様に返還手続、具体的には免除申請を受けまして免除の可否を判定し、非適

用者，すなわち免除基準をオーバーする収入のある借受者の方には返還を求めるという手続でございますけれども，そういった手続を行っていただくことが必要になってまいります。このため，こうした方々を対象に免除申請などの内容を記載いたしました「返還免除制度の御案内」を作成いたしまして，平成２６年６月，先月でございますが，返還手続の相談等の業務を開始いたしておりますので，御報告をさせていただきます。

まず，「１ 平成２６年度返還分の免除判定対象者」でございます。５年ぶりにお手続いただきます借受者の方のほか，２５返還年度まで非免除の方などもいらっしゃいますので，借受件数にいたしますと１，３６１件，うち５年ぶりにお手続いただくこととなります２１年度免除者は，１，２２４件でございます。高校・大学の両方とも御利用いただいたという方もいらっしゃいますので，借受者数にいたしますと１，１３６人，うち５年ぶりにお手続いただく２１年度免除者につきましては，１，０２６人ということでございます。

次に，「２ 事務体制」でございます。お手続いただく借受者の方が昨年度より大幅に増えますことから，平成２６年４月１日に係長級３名，４月２２日に係員２名を増員いたしまして，借受者等との面談等を担当する職員といたしましては，担当課長のもとに係長級４人と係員５人を配置し，ペアを組んできめ細かく対応をいたしているところでございます。

次に，「３ 免除案内の発送状況」でございます。原則といたしまして６月９日と１９日に連絡対象者，通常は借受者の父母でございますけれども，この連絡対象者宛てに親展で免除案内を郵送いたしますとともに，以前の記録で面談を希望されていた方など，面談等を必要とする方につきましては持参をするなどして御説明をしているところでございます。また，問い合わせ等に対しましては，できる限り御希望に応じまして，例えば御自宅に限らず職場，あるいはいきいき市民活動センターでの面談，これを夜間も含めまして行っているところでございます。

最後に「4 今後の対応」でございますが、特に問合せ等の反応は現時点までになり、そういった方に対しましても、当方から連絡を取るなど、引き続き返還免除手続の丁寧な説明と、相談対応に努めてまいりたいと思っております。御説明は以上でございます。

○事務局

報告につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今の報告につきまして、委員の皆様から何か質問等はございますでしょうか。では西田委員。

○西田委員

5年経過後の再判定で、事務体制も相当手厚くというか配慮されていると思うんですが、まだ手続が始まってしばらくなので、今すぐ分からないですが、総勢13名体制、これは、ほぼこれなら大丈夫というような、要するに、先ほどの個票の話などを色々聞いていますと、丁寧な説明と誠意ある対応が必要であると思います。今回2回目、もう分かっておられると思うんですけれども、やっぱりその辺りの対応が非常に大事になると思いますので、その対策について、どのようにお考えでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。13名体制できめ細かく対応できるか、大丈夫だろうかという御心配というか、確認の御意見、御質問だと思います。私どもは見ていただきましたように、体制を昨年と比べまして倍近くに増やしてございます。先生も今御指摘されましたとおり、この約1,000名の方は2度目の御対応ということになってございます。したがって、全で一から改めて、訪問させていただいて面談するという形にはならないですし、難しい向きもございますけれども、免除案内でできるだけ丁寧な説明をさせていただいておりますし、お問合せをいただいてもございます。実際に会って説明を聞きたいという方に対しましては、先ほど御説明しましたとおり、

御自宅等にお伺いをして御説明をさせていただいてございます。今のところ、おおむね順調に御説明ができているのかなというような感触を持ってございます。以上でございます。

○山下委員長

ありがとうございました。委員の先生方いかがでしょう。では田多委員。

○田多委員

返還猶予の個票の文面を読んでおりましたら、借受者本人にお話をするのが大変困難だったけれども、本人にお話したら理解をしてもらえたというように受け取っていますけれども、御本人にお話して、御本人が気分を害されるとかそういうことはありませんでしたでしょうか。

○事務局

先ほど土井の方から資料に基づいて詳細を少し詳しく御説明をさせていただきました、12ページの報告番号33番の方ですと、私どもが直接本人様と面談させていただいて、御説明をさせていただいてございます。

個票の方に書いてございますように、いわば本人様にとっては寝耳に水と申しますか、当時も利用しているということは全く知らなかったし、あるいは21年度以降、私どもがこういった働き掛けを連絡対象者の方に行っているということも知らなかったということでございまして、気分を害されるというよりは、戸惑われておられたように思います。もちろん、いわば借りたお金があるということですので、いい気分のものではないかとは思いますが、本人様から当時の書類を示してほしいとか、そういった御希望に丁寧に対応をさせていただきまして、当時の実情なども御説明をさせていただいたうえで、最終的には返還手続について納得をいただいたということでございます。

そういう意味でいいますと、猶予であげさせていただいているものにつきましても、私どもは直接御本人に御説明したものばかりではなく、連絡対象者を通じて御説明を

いただいたものもございますけれども、その辺り推測も含めてですが、おおむね同じような感じではなかろうかなと思ってございます。以上でございます。

○田多委員

丁寧に対応していただいたということですね。ありがとうございます。

○山下委員長

ほかに御質問は、委員の先生方、ありますでしょうか。特にないようでしたら次の2件目の報告案件、「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について報告を受けたいと思います。事務局の方から報告をお願いします。

○事務局

それでは、訴訟の方につきまして、御報告をさせていただきます。資料2の1ページを御覧いただきたいと思います。前回からの進捗状況のある部分につきまして下線などを引くなどして示しておりますので、今回の御説明の部分につきましても、前回の報告以後に進捗した部分を中心にして、御説明をさせていただきたいと思います。

最初に裁判の概要につきまして、確認をさせていただきたいと思います。今現在訴訟につきましては、1の(1)に挙げさせていただいておりますとおり、3件の訴訟を行っております。表の一番左端の列にNo.を振らせていただいておりますけれども、No.1とNo.2につきましては平成24年4月16日に訴訟提起をしております。当委員会でお諮りをさせていただき、その後、議会の議決をいただいたうえで、訴訟手続への移行となっております。No.3につきましては、その翌年ということで、平成25年5月2日に訴訟提起をしているところでございます。結果的に今現在まだ訴訟については係属中ということで、まだ結審等については目途が立っていないというのが現状でございます。

訴訟につきましては、No.1とNo.3のこの2件につきましては、被告側が併合してほしいという形で裁判所に申立てがありましたので、その申立てに基づきまして現在併合審理ということになっており、実質はNo.1及びNo.3、そしてNo.2、大きく2件の訴

訟展開ということになってございます。

また、今回の訴訟につきましては、毎回繰り返させていただいておりますけども、人権上の配慮が必要ということで、京都市におきましてはNo.2にございますとおり、委員会で御確認いただきました条件等に合致する方につきましては、借受者の方を外して訴訟提起をするということでの人権上の配慮を加えております。裁判所に対してもその旨の申立てをさせていただきまして、裁判所内での掲示についてお名前を消していただくとか、あるいは法廷でお名前を呼ぶということを控えていただくとか、後は書面につきましても、閲覧等の制限を容認していただくということで、一定の配慮をしていただいているところでございます。

それでは、前回の委員会以後に行われました口頭審理の状況につきまして、5ページを御覧いただきまして、下線を引かせていただいた部分が前回の委員会以後に開催された部分でございます。No.1の部分につきましては、第8回から第11回までの4回の口頭弁論が開催されております。次回期日につきましては8月27日ということで予定されております。それとNo.2につきましても、同様に第8回から第11回までの4回の口頭弁論が開かれておりまして、次回の第12回につきましては9月17日の予定でございます。No.3につきましては、No.1との併合審理ということになっておりまして、今回第4回から第7回の部分が、先ほど申し上げた第8回から第11回と対応しているものでございます。

今回の裁判におきましては、今年の4月1日に裁判所の人事異動がございまして、裁判官・裁判長を含めて3名の構成になっておりますけども、全ての裁判官が人事異動で変わられました。弁論の更新に際しましては、被告側から総括的な主張をしたいということで、それぞれ被告人の弁護士あるいは被告御本人が、法廷で自分の思いを取りまとめて主張をされておられ、No.1及びNo.2の方については、書面ではなく、御本人が法廷でそのような陳述を行われているという状況でございます。

次に、この4回の口頭弁論におきます流れですけども、先ほどの弁論更新を境にし

まして、それ以前については基本的に準備書面のやり取りということだったんですが、
れども、それ以降につきましては、少し準備書面におけるやり取りが決着しつつある
といえますか、区切りが付きつつあるということで、人証手続の方に移行し出してい
るような状況でございます。その点につきまして、御報告をさせていただきます。

準備書面等における相手方の主張につきましては、2 ページの「(1) 返還合意の有
無（金銭消費貸借契約の成否）について」の被告側の主張の⑥の部分を今回加えさせ
ていただいております。京都市では、返還合意が無効となるのであれば、不当利得と
しての返還義務の対象となるのではないかという主張をさせていただいております、
その部分が3 ページのイの⑤に記載させていただいておりますけれども、それに対す
る反論ということで⑥が構成されているのかなと。その場合にあっては、奨学金は本
来給付制だったんだから、給付制の本来の仕組みに戻すべきではないかというような
御主張かと思えますけれども、少しどういう法律構成をされたかについては、少し把握
をしかねているところでございますけれども、そういう主張がございました。

次に4 ページの方で、「(3) 信義則違反等の部分について」、同じく被告側の主張と
して、④を挙げさせていただいております。この主張につきましては、当時様々な京
都市会等におけるやり取りもございまして、議会の資料も収集されたうえで、当時の
京都市の幹部職員において返還を求める意思がなかったということを、それらの証拠
を出されたうえで、京都市側もそういうことを言っていたと、再主張をされていると
いうものでございます。

準備書面におけるやり取りとしましては、基本的にはほぼ固まってまいりましたの
で、今申し上げた2 点が、主張不足ということで出されてきたのかなというふうに把
握をしております。

次に4 ページの「(4) 本人尋問及び証人申請について」の方に移らせていただきま
す。先ほど申しましたとおり証人申請に移ってきておりまして、まず、アですけれど
も、こちらがNo. 1 及びNo. 3 の方でございます。こちらにつきましては、平成26 年6

月２３日付けで本人尋問以外に証人申請の申立てがなされております。次回期日まで、それぞれ陳述書を提出するようという事で裁判所から指示されておりますので、その陳述書を見たうえで、その申請についての適否を判断される状況ということでございます。

イのNo.2につきましては、平成２６年６月２日付けで本人尋問の申出だけがなされておまして、この部分については、裁判所が既に決定をされておりますので、次回の平成２６年９月１７日に本人尋問が行われる見込みということでございます。

訴訟の状況としましては、繰り返しではございますけど、書面による主張の方から人証の方に移ってきておりますので、まだ結審は目途が立っておりませんけども、かなり近づいてきたのかなというような状況でございます。簡単でございますけども、前回以後の状況報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山下委員長

ありがとうございました。ただ今の報告について、委員の皆様から何か質問などございますでしょうか。ないようでしたら、私から少しだけ質問があります。本人尋問や証人尋問ということは、全て借受者側の証人や本人ということでございますか。

○事務局

はい、全て被告側といいますか、借受者側でございます。京都市側は主張を尽くしていますし、特に証人を立てるということは考えておりません。

○山下委員長

確認なんですけど、訴訟ということだと、たぶんこの進行からないと思われそうですが、和解などの話というのは全くなく、判決までいくのは間違いないということでしょうか。

○事務局

根本の部分でやはり被告と原告とは食い違っておりますし、和解となりますとある程度条件の緩和ということになりますけども、行政として京都市が金額を引き下げる

とか、そういうこともいたしかねますので、基本的に和解に応じるというのは難しいと考えております。

○山下委員長

何か藤原委員の方から御質問とかないでしょうか。

○藤原委員

特にありません。

○山下委員長

そういたしますと、ほぼ訴訟も終盤ということなので、年度内ぐらいには決着が付くような可能性も見込まれますので、次回の委員会では、相当この訴訟の流れはもっとはっきりとするのではないかというふうな印象を受けました。

特に御質問がほかの委員の皆様からなければ、今日の報告案件としては以上でございますが、折角の機会でありますので、全体を通して何かお気付きの点などあれば、この場で御発言をよろしくお願いします。委員の皆様から何かございますか。では、そういたしましたら、事務局の方から何かございますか。

○事務局

今回の委員会の了解事項及び議事録についてでございますけれども、事務局で案を作成し、委員長に御確認いただいたうえで公表をさせていただくこととしておりますので、御了解のほどよろしくお願いいたします。

また、次回の委員会の日程でございますけれども、今年の11月頃を目途にして開催し、平成25年度返還分の取組状況や、訴訟の審理状況などの御報告をさせていただく予定でございます。

なお、個別に審議を必要とする案件が出てまいりましたら、随時委員の皆様と日程調整をさせていただきたいというように考えております。事務局からは以上でございます。

○山下委員長

それでは以上をもちまして，第 11 回目の会議を終了したいと思います。本日は長時間にわたり，御出席を皆様ありがとうございました。

以 上